

平成 29 年 3 月 14 日

富田林市水道事業
富田林市長 多田 利喜 様

富田林市水道事業ビジョン策定委員会
委員長 神子 直之



富田林市水道事業ビジョン策定について（答申）

本委員会は、平成 28 年 7 月 21 日付、富水総第 637 号で諮問された「富田林市水道事業ビジョン」について、慎重に審議した結果、その内容は妥当であると認めましたので、答申いたします。

なお、水道事業ビジョンの推進に当たっては、別紙報告書の内容について十分分配慮されることを要望します。

添付資料

- ・富田林市水道事業ビジョン策定報告書・・・・・・1
- ・富田林市水道事業ビジョン・・・・・・・・・・・・2
- ・富田林市水道事業ビジョン策定委員会設置要綱・・・3
- ・富田林市水道事業ビジョン策定委員会名簿・・・5
- ・富田林市水道事業ビジョン策定について 諮問・・・6
- ・富田林市水道事業ビジョン策定委員会経過・・・7

富田林市水道事業ビジョン策定 報告書

「富田林市水道事業整備計画」と「富田林市水道事業経営改革実施プラン2007」では、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画を示している。

その後、人口減少に伴う水需要の減少、老朽施設の増加、南海トラフ巨大地震を見据えた施設の耐震化、大阪広域水道企業団における河南送水システムの構築、また、施設の長寿命化など更新需要拡大への対応が求められている。

このような状況のなか、50年、100年先の将来を見据えた富田林市水道事業の理想像を明示した上で、基本施策を示すものとして、富田林市水道事業ビジョンの策定について当委員会へ意見が求められた。

当委員会では、担当職員とのヒアリングなどを通じ、富田林市水道事業の抱える課題を十分理解したうえで審議を重ねてきたところである。その結果、甲田浄水場の水処理施設の廃止、配水池の統廃合など、整備計画の内容も十分理解できる内容であり、理想像と3つの目標に向けた具体的取組が分かりやすく示されていることから、富田林市水道事業ビジョンの内容は妥当であると判断した。

なお、富田林市水道事業ビジョンの計画期間として、平成29年度からの平成38年度までの10年間が見込まれているが、社会情勢の変化などを踏まえ、目標の達成状況や取り組みの進捗状況について毎年検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図っていくことが必要と考える。また、資金の確保についても、今回算出している簡易支援ツールの検討にとどめず、今後策定する「経営戦略」の中で、詳細収支計画を策定し、料金改定についても十分議論を行うとともに、一層の経営効率化に努め、富田林市水道事業ビジョンで掲げられた施策が無駄なく着実に実施されることを期待する。

・「富田林市水道事業ビジョン」について

別紙添付のとおり



富田林市上下水道事業要綱第 10 号

富田林市水道事業ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富田林市水道事業ビジョン（以下「水道ビジョン」という。）の策定について検討を行うため、富田林市水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 委員会は、水道ビジョンについて、その策定の検討を行い、その結果を市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 水道事業に関して学識経験を有する者

(2) 前号のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、任命の日から前条に規定する結果を市長に提出するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、上下水道部水道総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員会招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる委員会の招集は、市長が行う。

富田林市水道事業ビジョン策定委員会名簿

委員（敬称略・五十音順）

いまざわ みつお
今澤 光男 今澤公認会計士事務所（税理士・公認会計士）

かさはら しんすけ
笠原 伸介 大阪工業大学 工学部環境工学科准教授

かみこ なおゆき
神子 直之 立命館大学 理工学部環境システム工学科教授

さかい ちづこ
阪井 千鶴子 大阪弁護士会・コスモ法律事務所（弁護士）

富水総第 637号
平成28年7月21日

富田林市水道事業ビジョン策定委員会
委員長様

富田林市水道事業
富田林市長 多田 利喜



富田林市水道事業ビジョン策定について（諮問）

本市水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少、老朽施設の増加、南海トラフ巨大地震を見据えた施設の耐震化、また、施設の長寿命化などの課題に対応するため、新たに「富田林市水道事業ビジョン」の策定を予定しています。

このビジョンは、水道事業の安全・強靭・持続をめざすべき将来像とし、平成28年度から10年間の本市の水道事業の基本計画として策定するものであります。

つきましては、「富田林市水道事業ビジョン」策定にあたり、専門的かつ多角的な視点からご審議いただきたく、貴委員会に諮問いたします。

富田林市水道事業ビジョン策定委員会経過

回	開催年月日	開催場所	議題
第1回	平成28年7月21日(木)	消防本部 4階 会議室	・水道事業ビジョン策定の背景・目的 ・富田林市水道事業の概要 ・水道事業の現状と課題
第2回	平成28年8月31日(水)	消防本部 4階 会議室	・将来の事業環境
第3回	平成28年9月27日(火)	消防本部 4階 会議室	・水道事業の理想像と目標 ・推進する実現方策
第4回	平成28年10月31日(月)	消防本部 4階 会議室	・富田林市水道事業ビジョンの推進